

大分類	共通（研修関係）
中分類	講習、研修関係書類
保存年限等	会 2028年3月末

令和6事務年度

グローバル・ミニマム課税 (所得合算ルール・IIR)の概要

国際調査管理課

目次

1 概要	3
2 適用範囲 (スコープ)	7
3 実効税率の計算	11
4 国際最低課税額の計算	18
5 国際最低課税額が生じる内国法人	22
6 申告等	26
7 移行期間CbCRセーフ・ハーバー	29
8 特定多国籍企業グループ等報告事項等(GIR)	32
9 最後に	39

(注) 本資料は、令和6年11月30日時点の法令・通達等に基づいて作成しています。

1 概要

国際課税に関するOECD/G20「BEPS 包摂的枠組み」二つの柱について

課題

- 市場国に物理的拠点(PE: Permanent Establishment)を置かずにビジネスを行う企業の増加
 - 現在の国際課税原則「PEなくして課税なし」の下で、市場国で課税が行えない問題が顕在化。
- 低い法人税率や優遇税制によって外国企業を誘致する動き
 - 法人税の継続的な引下げにより各国の法人税収基盤が弱体化。
 - 税制面において企業間の公平な競争条件を阻害。

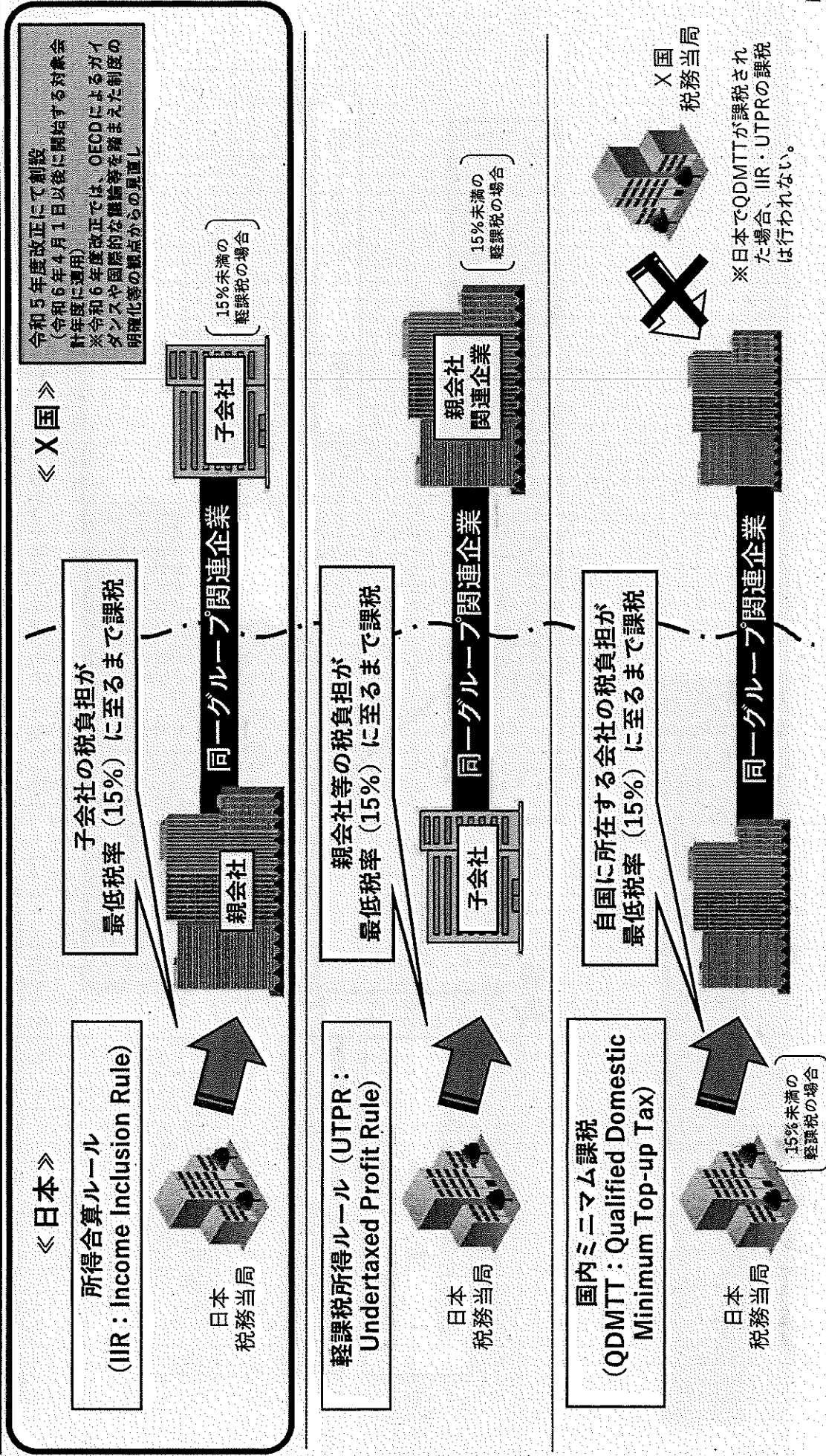
- OECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」（現在は147か国・地域が参加）において議論が進められ、2021年10月8日、二つの柱による解決策に合意。
- 2024年5月30日、IF共同議長声明

現在の状況

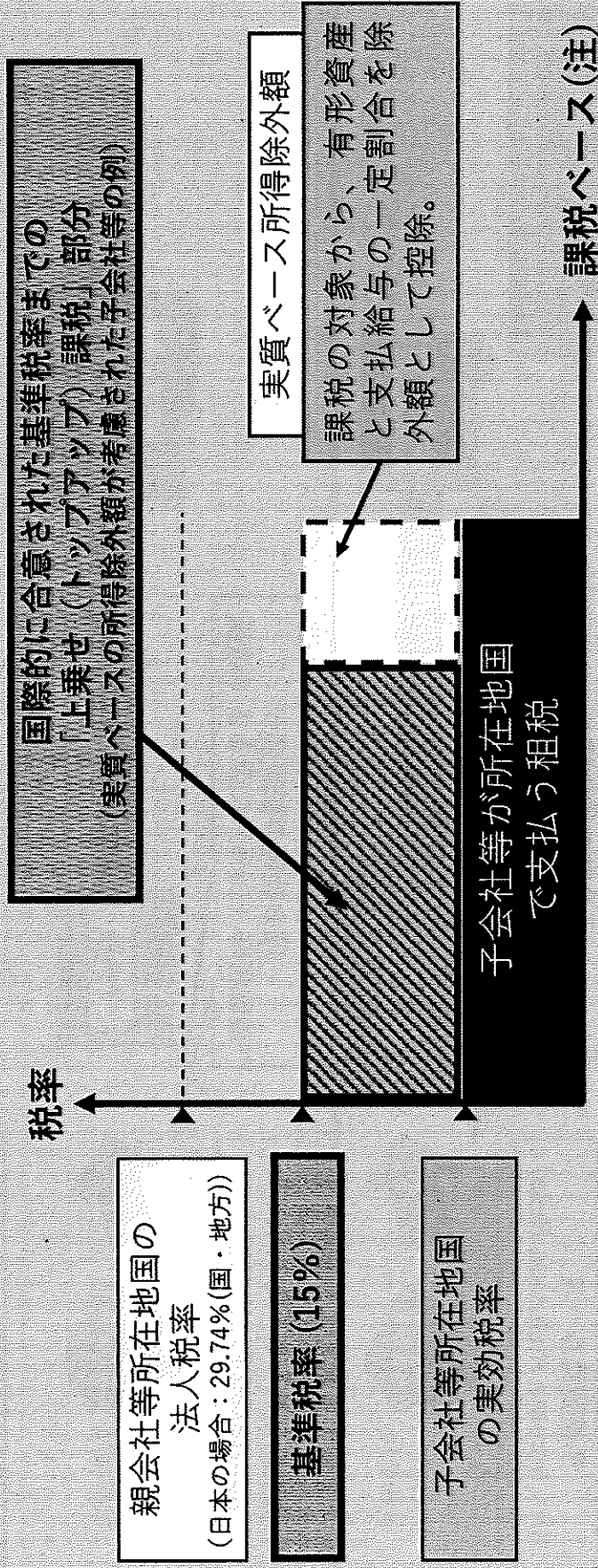
- 「第1の柱」（市場国への新たな課税権の配分）
 - 2023年10月、「第1の柱」(利益A)の多数国間条約の案文を公表。
 - 早期署名開放を目指し、第1の柱の最終パッケージについて交渉が継続中。
- 「第2の柱」（グローバル・ミニマム課税）
 - 国内法での対応が求められており、各国において法制化が進行中。
 - 日本においては、所得合算ルール(IIR)を法制化済。軽課税所得ルール(UTPR)及び国内ミニマム課税(QDMTT)についても順次法制化を予定。

第2の柱 (グローバル・ミニマム課税)

- 年間総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業が対象。一定の適用除外を除く所得について各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保する仕組み。



所得合算ルール（IIR）のイメージ



(注) 課税ベースは、財務諸表の当期純利益等を調整して算出

2 適用範囲 (スコープ)

企業グループ等のイメージ

企業集団・会社等

企業グループ等

▶ 9 ページ参照

多国籍企業グループ等

▶ 10 ページ参照

所得合算ルールの適用対象

企業グループ等とは

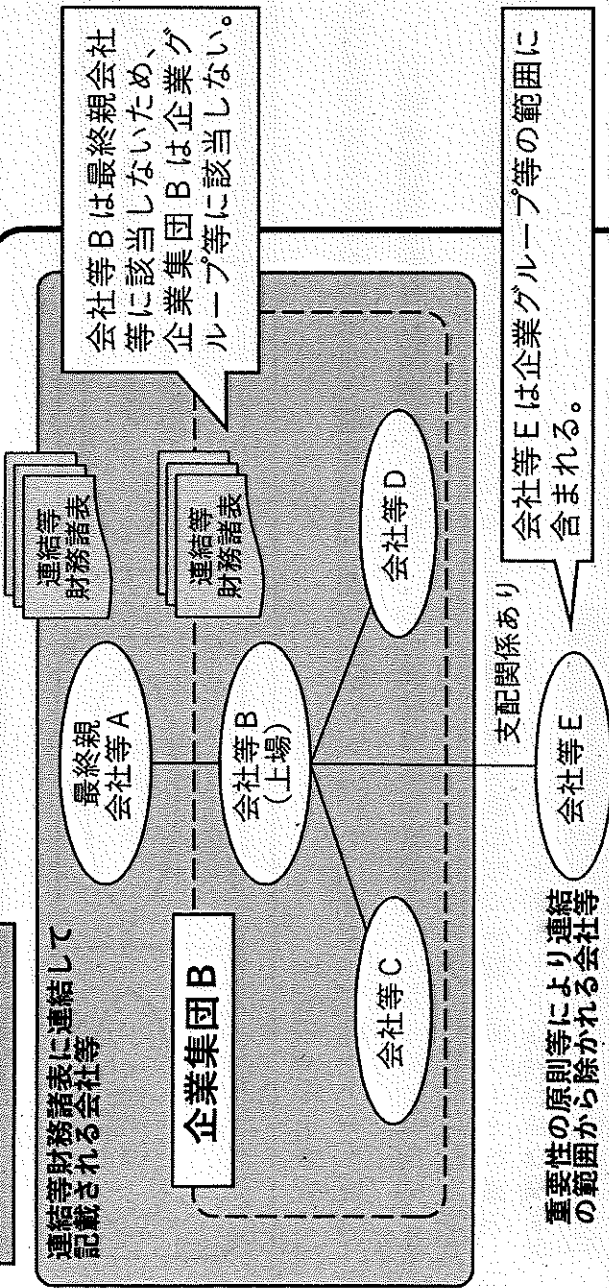
イ 次の会社等に係る企業集団のうち、最終親会社に係るもの

- ① 特定財務会計基準又は適格財務会計基準（▶13ページ参照）に従って作成された企業集団の計算書類にその財産・損益の状況が連結して記載される会社等
 - ② 上記①の計算書類において重要性の乏しいこと又は譲渡目的保有を理由として連結の範囲から除かれる会社等（※）
 - ③ 企業集団の計算書類が作成されていない場合に、特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従って作成するとしたならば作成されることとなる計算書類にその財産・損益の状況が連結して記載されることとなる会社等
 - ④ 上記③の計算書類において重要性の乏しいこと又は譲渡目的保有を理由として連結の範囲から除かれる会社等（※）
- ※ その企業集団の他の会社等がその会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関を支配している場合における当該会社等に限る。

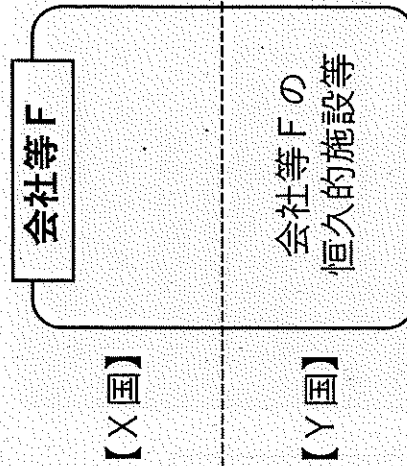
ロ 会社等のうち、恒久的施設等の所在地が当該会社等の所在地以外の国又は地域であるもの

企業グループ等 A

連結等財務諸表に連結して記載される会社等



企業グループ等 F



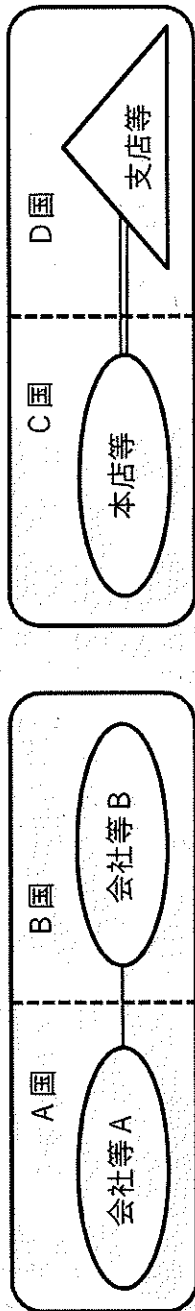
多国籍企業グループ等とは

次に掲げる企業グループ等をいう。

- ① 企業グループ等に属する会社等の所在地国（※）が2以上ある場合の当該企業グループ等その他一定の企業グループ等

※ 当該会社等の恒久的施設等がある場合には、当該恒久的施設等の所在地国を含む。

- ② 企業グループ等（会社等のうち、恒久的施設等の所在地国が当該会社等の所在地国以外の国又は地域であるもの）



所在地国

【会社等（導管会社等を除く）の場合】

- ① その国・地域にその本店等を有していること又はその事業が管理支配されている場所等を有することとにより法人税を課することとされている会社等
⇒ その国・地域
- ② ①に掲げる会社等以外の会社等
⇒ その会社等の設立国

特定多国籍企業グループ等とは

「多国籍企業グループ等」のうち、各対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち2以上の対象会計年度の総収入金額が7億5,000万ユーロ（※）以上であるものをいう。

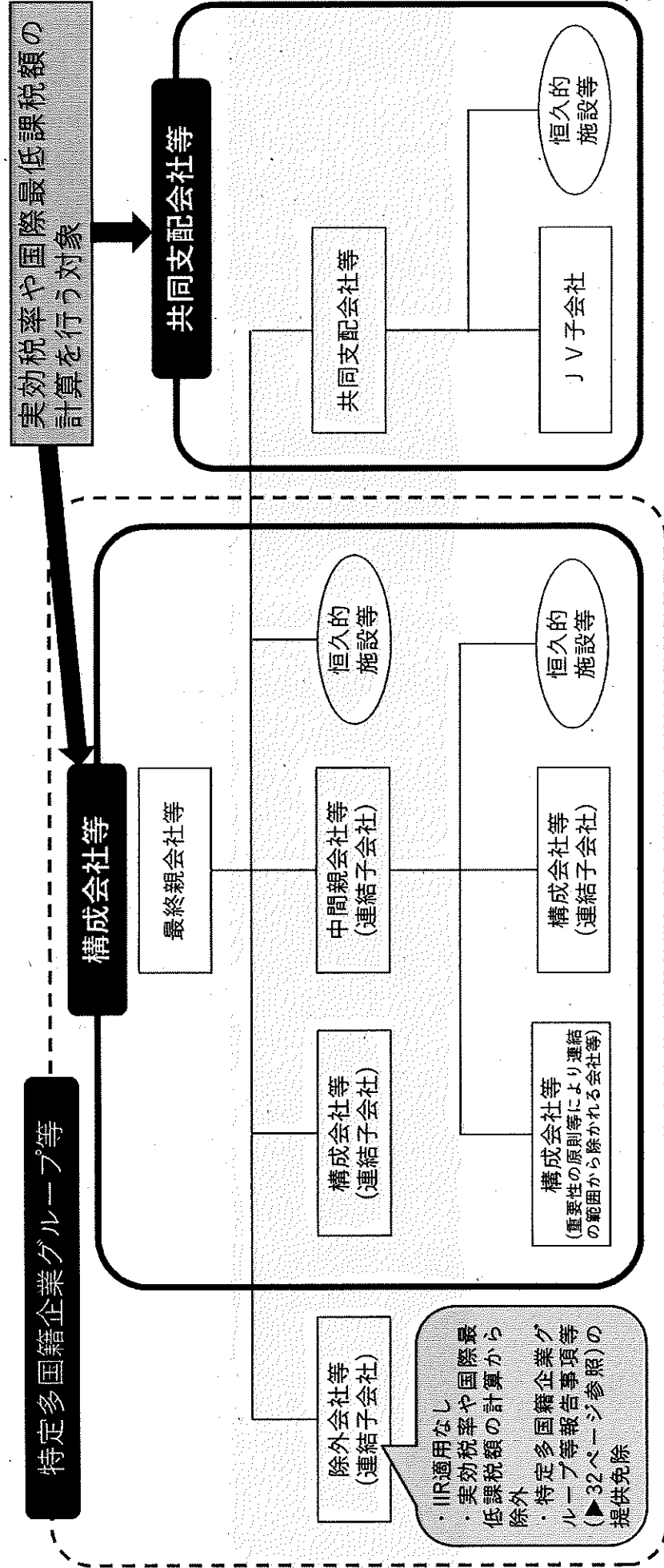
※ 対象会計年度の期間が1年でない場合は月割りにより計算。

	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
ケース1	収入閾値 ○	×	×	○	—
	特定多国籍企業グループ等 非該当	非該当	非該当	非該当	該当
ケース2	収入閾値 ○	×	×	×	—
	特定多国籍企業グループ等 非該当	非該当	非該当	非該当	非該当
ケース3	収入閾値 ○	○	×	×	—
	特定多国籍企業グループ等 非該当	非該当	該当	該当	該当

3 実効税率の計算

実効税率・国際最低課税額の計算の対象となる構成会社等・共同支配会社等

構成会社等	①特定多国籍企業グループ等に属する会社等 ⇒重要性の原則等により連結会計の対象から除外されている会社等を含む。 ⇒除外会社等（政府関係会社等や国際機関関係会社等など一定の会社等）は除く。 ②①に掲げる会社等の恒久的施設等
共同支配会社等 (JV)	①最終親会社等の連結等財務諸表に持分法で計上される会社等で、その所有持分の50%以上を最終親会社等有している会社等 ⇒一定の会社等（特定多国籍企業グループ等の最終親会社等や一定の除外会社等）は除く。 ②①に掲げる会社等の連結等財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等 ⇒除外会社等（政府関係会社等や国際機関関係会社等など一定の会社等）は除く。 ③①又は②に掲げる会社等の恒久的施設等



実効税率のイメージ

国又は地域ごとに連結等財務諸表の基礎となる各子会社等の会計上の法人税等をベースに計算した調整後対象租税額の合計額

実効税率

国又は地域ごとに連結等財務諸表の基礎となる各子会社等の会計上の当期純利益等をベースに計算した個別計算所得等の金額の合計額

連結等財務諸表とは、次に掲げるものをいう。

■ 企業集団に係る次の計算書類

- ① 特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従って企業集団の財産・損益の状況を連結して記載した計算書類
- ② 上記①に掲げる計算書類が作成されていない場合には、特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従って暦年ベースで企業集団の財産・損益の状況を連結して記載した計算書類を作成するとしたならば作成されることとなる計算書類

■ 企業集団に属さない会社等の次の計算書類

- ① 特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従って会社等の財産・損益の状況を記載した計算書類
- ② 上記①に掲げる計算書類が作成されていない場合には、特定財務会計基準又は適格財務会計基準に従って暦年ベースで会社等の財産・損益の状況を記載した計算書類を作成するとしたならば作成されることとなる計算書類

最終親会社等財務会計基準とは、その構成会社等に係る最終親会社等の連結財務諸表又はその共同支配会社等に係る共同支配親会社等の連結等財務諸表に係る会計処理の基準をいう。

【特定財務会計基準】

▶ 国際会計基準 (IFRS)

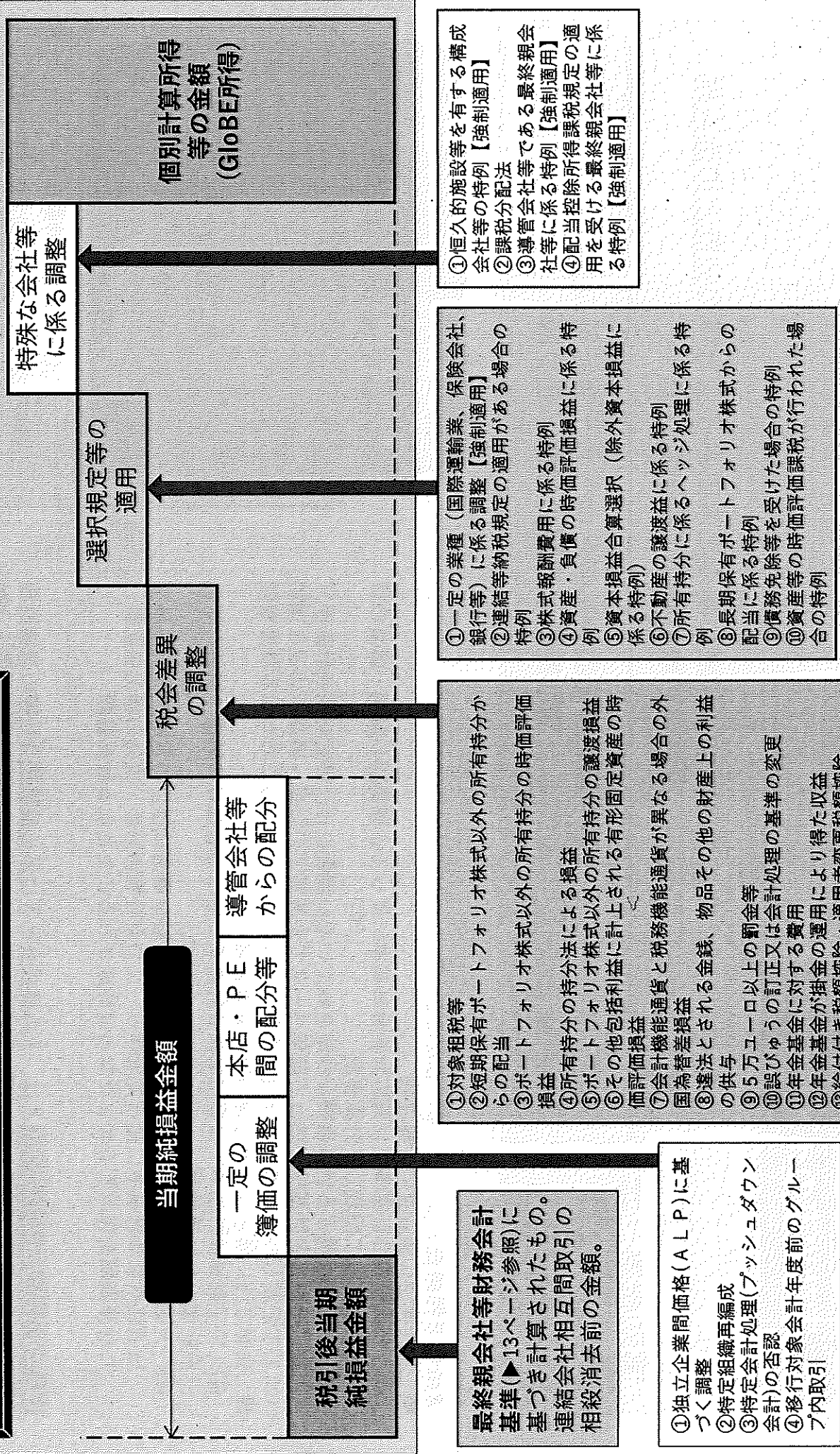
▶ 次の国又は地域において一般に公正妥当と認められる会計処理の基準

日本、アメリカ合衆国、インド、英国、オーストラリア、カナダ、シンガポール、スイス、大韓民国、中華人民共和国、ニュージーランド、ブラジル、香港、メキシコ、ロシア、欧州連合の加盟国、欧州経済領域の加盟国

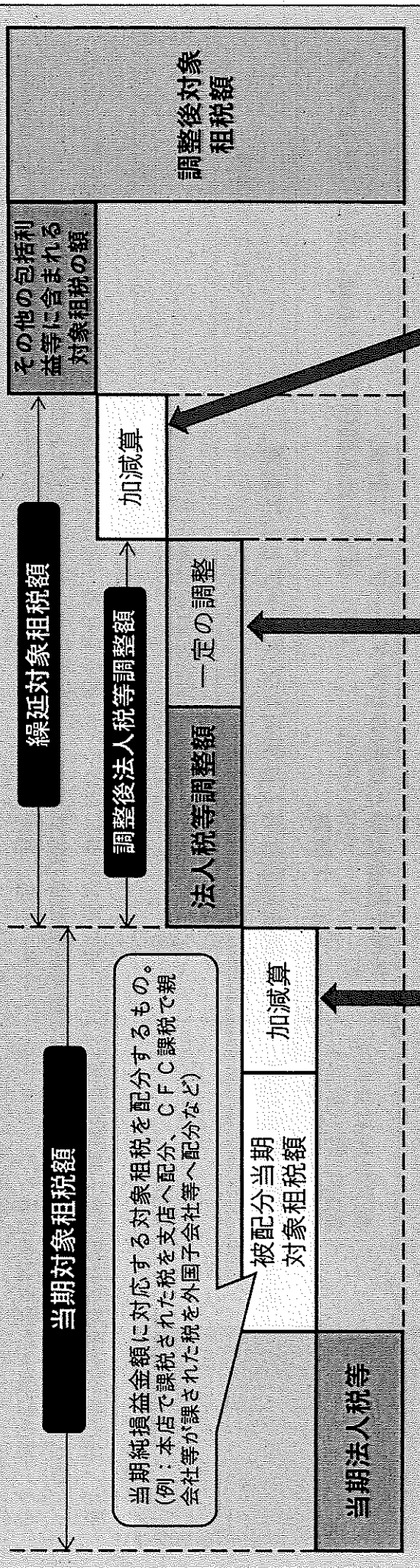
【適格財務会計基準】

最終親会社等の所在地国において一般に公正妥当と認められる会計処理の基準

個別計算所得等の金額（分母）のイメージ



調整後対象租税額（分子）のイメージ



対象租税

- ① 所得に対する法人税
(例：法人税、地方法人税など)
- ② 適格分配時課税制度により課される税
(例：エストニア、ラトビア及びジョージアの法人所得税など)
- ③ 一時的に適用可能な法人所得税の代わりに課される租税
(例：源泉税、法人事業税(収入割)など)
- ④ 利益剰余金その他の純資産に対して課される税
(例：法人事業税(資本割)、サウジアラビアのザカートなど)

加算項目	減算項目
① 当期純損益金額に係る費用の額に含まれている対象租税の額 ② 不確実性があつた対象租税の額のうち、実際に支払われた税を配分、CFC課税で親会社等が課税された税を外国子会社等へ配分など ③ 過去対象会計年度における対象租税の額が増加した場合にその増加の額(PL計上されていないものに限る) ④ 過去対象会計年度における対象租税の額が減少した場合におけるその減少の額(当期法人税等の額・費用の額の計算上減算されているものに限る) など	① 個別計算所得等の金額以外の金額に係る当期法人税等の額 ② 還付を受け、又は対象租税の額から控除された金額であつて、当期法人税等の額又は費用の額の計算上減算されていない金額 ③ 不確実な税務処理に係る法人税等の額がある場合におけるその法人税等の額 など

加算項目	減算項目
① 基準税率15%を上回る適用税率により算出されたDTA・DTLがある場合は、基準税率により算出されたものとする。 ② 個別計算所得等の金額に含まれない収入等に係るDTA・DTLがある場合は、そのDTA・DTLはないものとする。 ③ 不確実な税務処理に係るDTA・DTLはないものとする。 ④ 所有持分を有する他の構成会社等の利益剰余金に係るDTLはないものとする。 ⑤ DTAから控除された金額(いわゆる評価引当額)がある場合は、ないものとする。 ⑥ 法人税等の額を減少させる見込みに変更があつたことにより計上されたDTAはないものとする。 ⑦ 適用税率の引上げ・引下げにより計上されたDTA・DTLはないものとする。 ⑧ 繰越外国税額などその対象会計年度後の対象会計年度の法人税等の額から控除されることとなる金額に係るDTAはないものとする。	① 過去対象会計年度において調整後法人税等調整額から減算された金額におけるDTLのうち、その対象会計年度における納付相当額 ② その対象会計年度において取り崩されたDTLのうち、過去対象会計年度の当期純損益金額に係るDTLが適用税率の引上げにより増加した場合におけるその増加したDTLに相当する金額 など

加算項目	減算項目
① 過去対象会計年度において調整後法人税等調整額から減算された金額におけるDTLのうち、その対象会計年度における納付相当額 ② その対象会計年度において取り崩されたDTLのうち、過去対象会計年度の当期純損益金額に係るDTLが適用税率の引上げにより増加した場合におけるその増加したDTLに相当する金額 など	① 欠損金が生じた対象会計年度に、会計でDTAを計上していない場合における当該欠損金に係るDTA相当額 ② 欠損金の繰戻還付に係る還付金の額がある場合、欠損金が生じた対象会計年度において、当該欠損金が生じた対象会計年度以後に繰り越されたとしたならば計上されることとなるDTA相当額 など

※ DTA：繰延税金資産
DTL：繰延税金負債

グループピング特例（グループ国際最低課税額の計算を行う国・地域ごとのグループ単位）

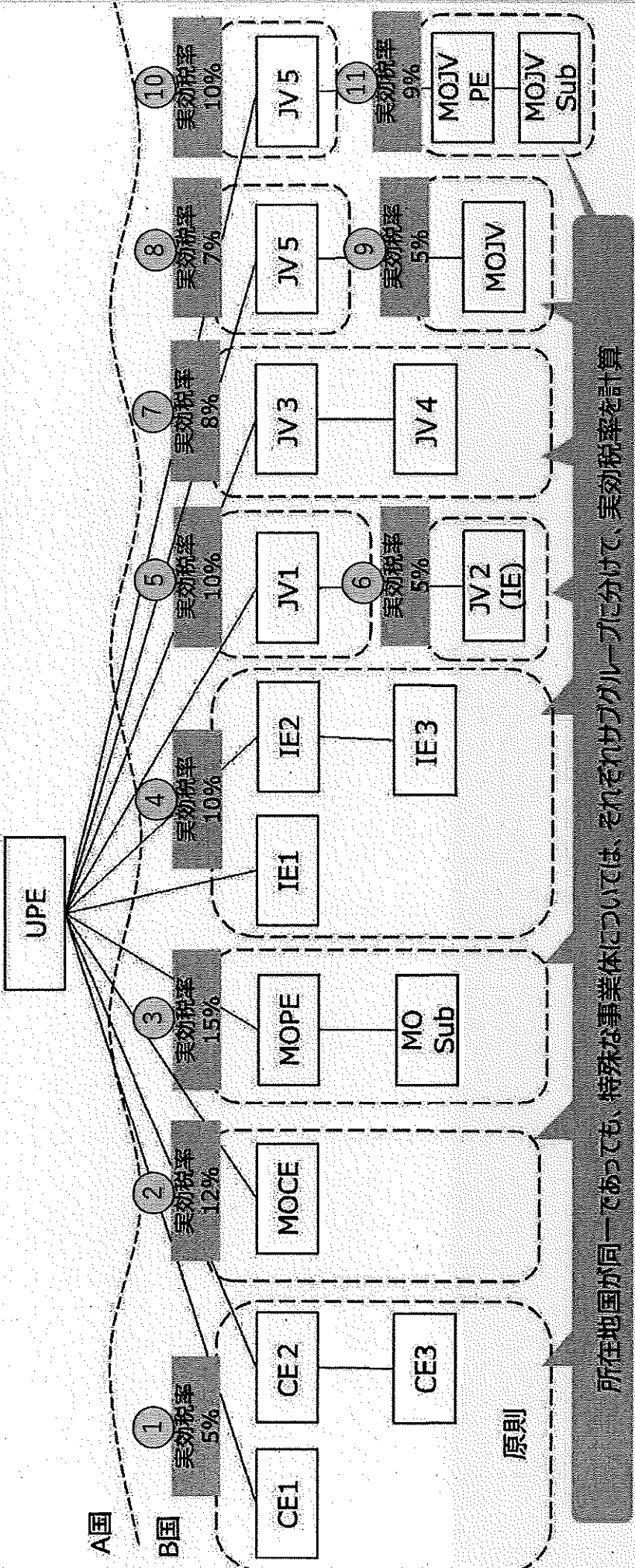
構成会社等	原則	・ 同一の国・地域に所在する全ての構成会社等をグループとして計算。
	例外	・ 構成会社等とは別のサブグループとして計算。 ・ 同一の国・地域に所在していても、直接の資本関係がなければ、さらに別のサブグループとして計算。
		・ 各種投資会社等（※3） ・ 構成会社等とは別のサブグループとして計算。 ・ 同一の国・地域に所在する全ての各種投資会社等をサブグループとして計算。
		・ グループにせず、無国籍構成会社等のみで計算。
共同支配会社等（JV）	原則	・ 同一の国・地域に所在する構成会社等とは別のグループとして計算。 ・ 直接の資本関係がなければ、さらに別のサブグループとして計算。
	例外	・ 共同支配会社等とは別のサブグループとして計算。 ・ 同一の国・地域に所在していても、直接の資本関係がなければ、さらに別のサブグループとして計算。
		・ 被少数保有共同支配会社等（※2） ・ 共同支配会社等とは別のサブグループとして計算。 ・ 同一の国・地域に所在する全ての各種投資会社等をサブグループとして計算。
		・ 各種投資会社等（※3） ・ 共同支配会社等とは別のサブグループとして計算。 ・ 同一の国・地域に所在する全ての各種投資会社等をサブグループとして計算。
		・ グループにせず、無国籍共同支配会社等のみで計算。

※1 被少数保有構成会社等とは、構成会社等におけるその構成会社等（特定多国籍企業グループ等の最終親会社等及びその恒久的施設等を除く。）に係る直接保有割合の合計割合（＝請求権割合）が30%以下のものをいう。

※2 被少数保有共同支配会社等とは、共同支配子会社等のうち、共同支配親会社等におけるその共同支配子会社等に係る直接保有割合と間接保有割合との合計割合（＝請求権割合）が30%以下のものをいう。

※3 各種投資会社等とは、①投資会社等、②不動産投資会社等、③①・②の付随会社等及び④保険投資会社等のことをいう。

国・地域ごとのグルーピングのイメージ



4 国際最低課税額の計算

国際最低課税額のイメージ

グループ国際最低課税額

構成会社等に係る
グループ国際最低課税額
▶20ページ参照

国・地域ごとに算出
(グループビング特例)
▶16ページ参照

会社等別
国際最低課税額
▶21ページ参照

個別計算所得金額に応
じて算出

国際最低課税額
▶21ページ参照

内国法人が有する構成
会社等又は共同支配会
社等に対する持分(帰
属割合)に応じて算出

共同支配会社等に係る
グループ国際最低課税額

会社等別
国際最低課税額

国際最低課税額

構成会社等に係るグループ国際最低課税額の計算イメージ

※共同支配会社等も同様に別途計算を行う。

《構成会社等の所在地国における国別実効税率が15%を下回り、かつ、当該所在地国に係る国別グループ純所得の金額がある場合》

当期に過去対象会計年度の調整後対象租税額
(▶15ページ参照)が「減少」した一定の場合

構成会社等
に係るグループ
国際最低課税額

当期国別
国際最低課税額

再計算国別
国際最低課税額

自国内最低課税額
に係る税の額
(QDMTT▶5ページ参照)

トップアップ税率

当期国別
国際最低課税額

国別グループ
純所得の金額

実質ベース
所得除外額

基準税率
15%

国別実効税率

▶IIIRイメージ図
(6ページ)参照

構成会社等の所在地国における
給与等の費用の額の5%(※1)
+
構成会社等の所在地国に有形固
定資産等の帳簿価額の5%(※2)

※1 令和6年中に開始する対象会計年度においては9.8%。9年間で5%に逦減する逦過措置。
※2 令和6年中に開始する対象会計年度においては7.8%。9年間で5%に逦減する逦過措置。

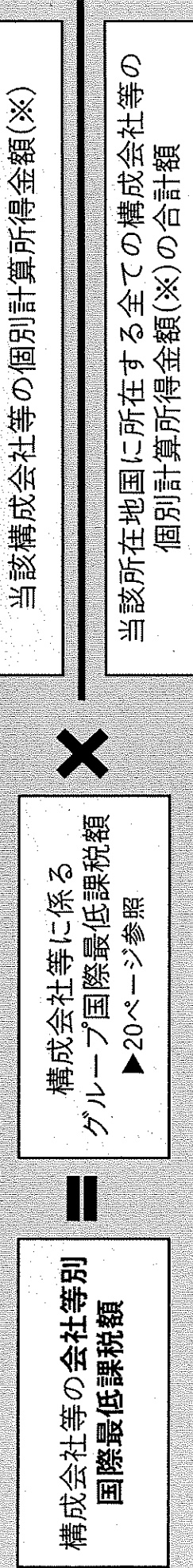
国別調整後対象租税額

国別実効税率

国別グループ純所得の金額
(= 個別計算所得金額の国別合計 - 個別計算損失金額の国別合計)

構成会社等の会社等別国際最低課税額の計算イメージ

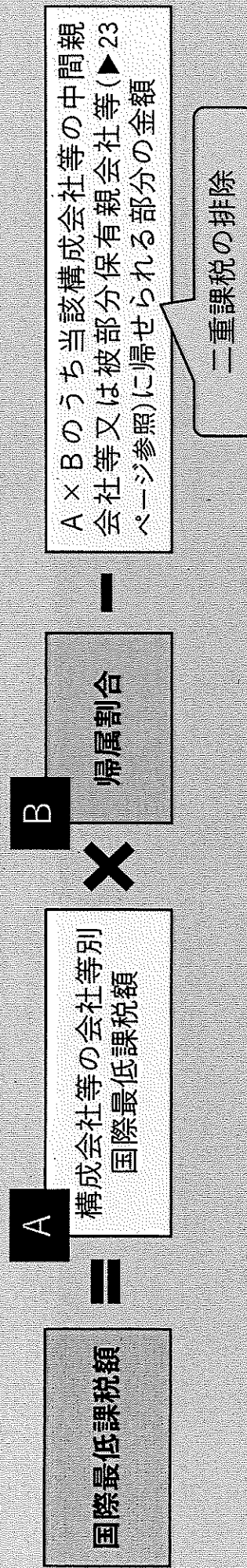
※共同支配会社等も同様に別途計算を行う。



※ 個別計算所得金額とは、個別計算所得等の金額が零を超える場合における当該零を超える額をいう。

構成会社等の国際最低課税額の計算イメージ

※共同支配会社等も同様に別途計算を行う。



帰属割合とは、所有持分その他の事情を勘案して当該内国法人に帰せられる割合をいう。



※ 個別計算所得金額がない場合には、会社等別国際最低課税額を基準税率で除して計算した金額

5 国際最低課税額が生じる内国法人

所得合算ルール（IIR）の適用により国際最低課税額が生じる内国法人

1 最終親会社等

2 中間親会社等（次のものを除く。）

- ① 構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる最終親会社等がない場合における中間親会社等
- ② 構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる中間親会社等が他の中間親会社等に対する支配持分を直接又は間接に有する場合における当該他の中間親会社等

3 被部分保有親会社等

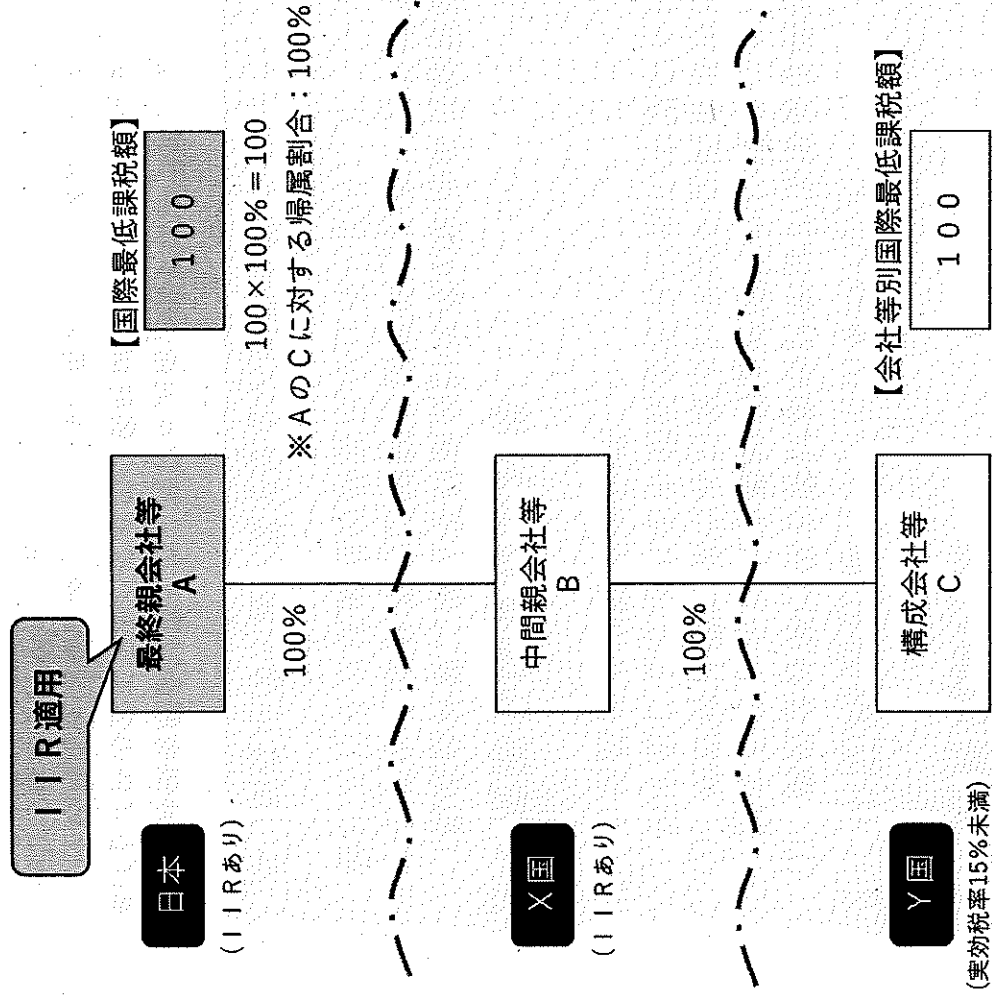
（構成会社等に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税又は外国におけるこれに相当する税を課することとされる他の被部分保有親会社等が当該被部分保有親会社等の持分の全部を直接又は間接に有する場合における当該被部分保有親会社等を除く。）

※ 所在地国が我が国ではないものを除く。

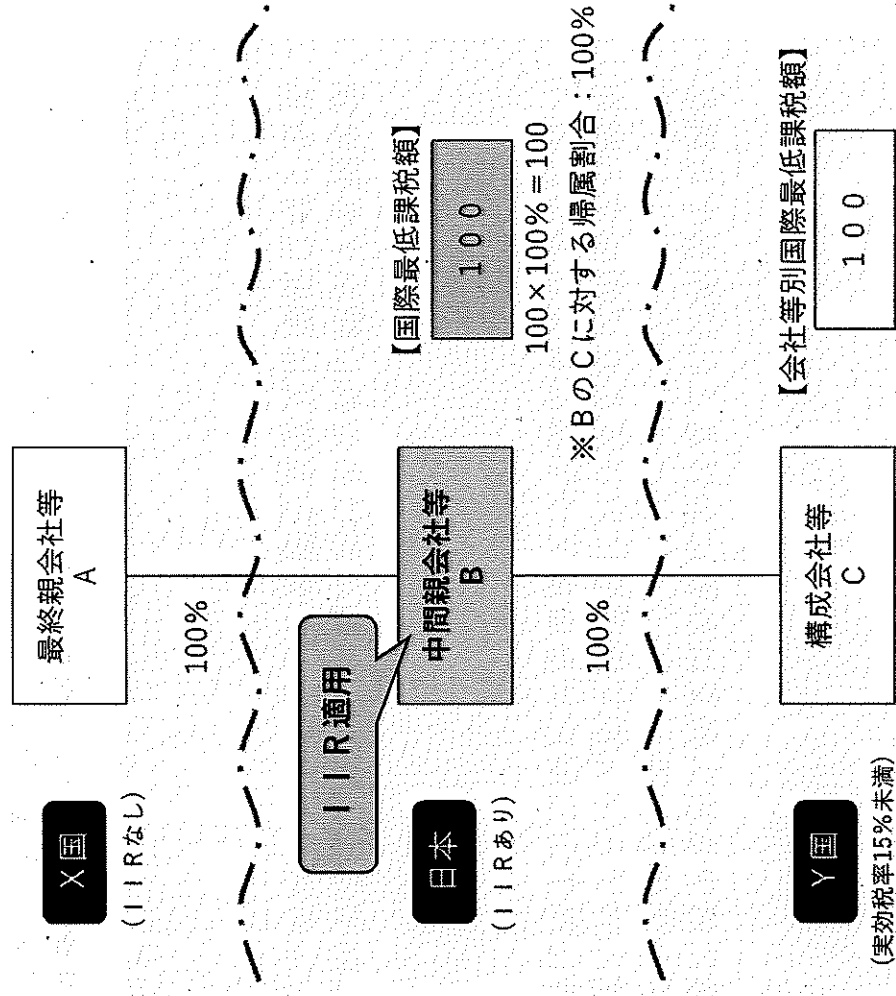
被部分保有親会社等とは、特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等（恒久的施設等に該当するものを除く。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの（最終親会社等及び各種投資会社等を除く。）をいう。

- ① その特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等又はその特定多国籍企業グループ等に係る共同支配会社等に対する所有持分を直接又は間接に有すること
- ② その特定多国籍企業グループ等に属する他の構成会社等以外の者が直接又は間接に有するその構成会社等に対する一定の所有持分（利益の配当を受ける権利に限る。）の割合が20%を超えること

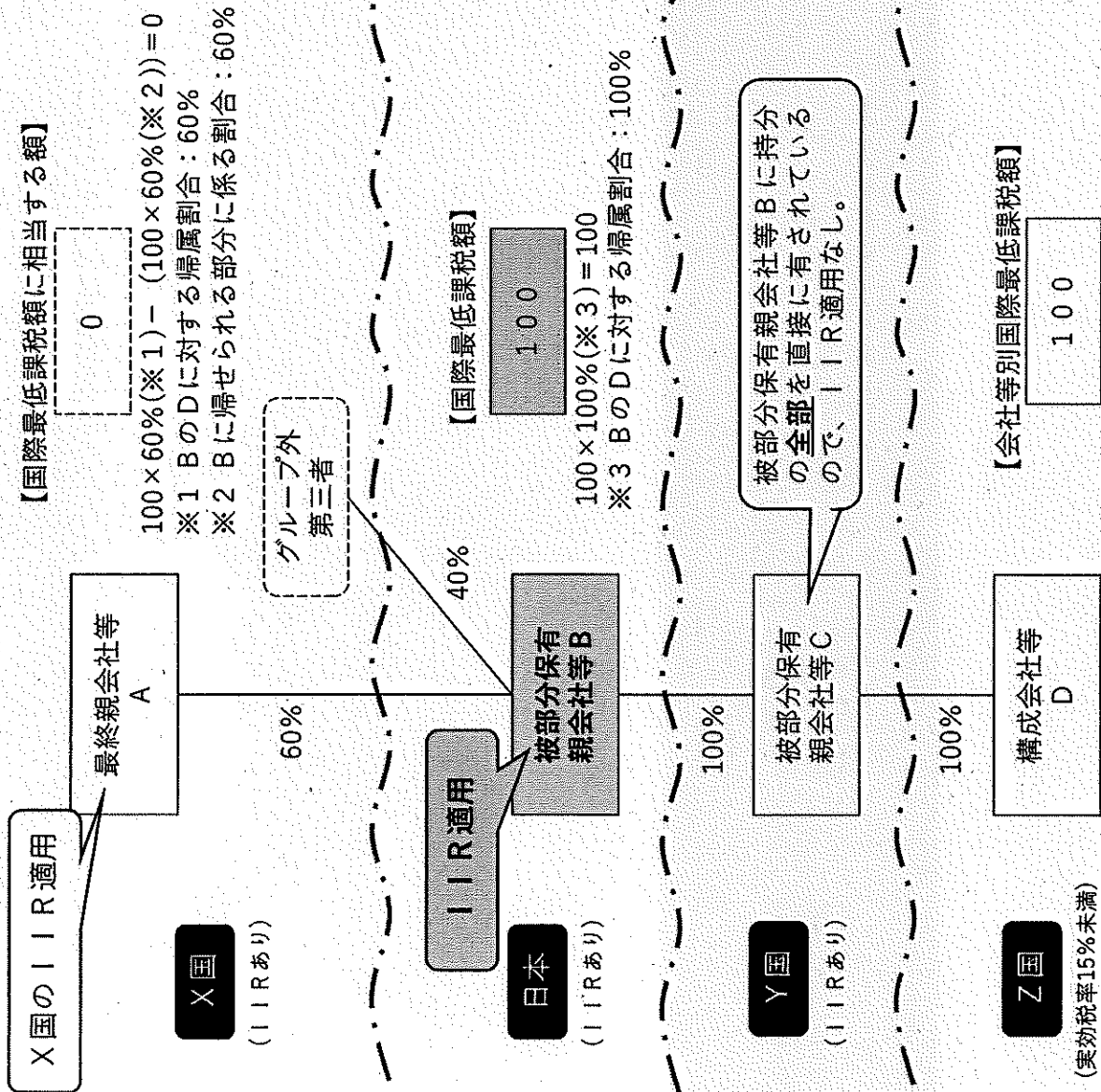
1 最終親会社等である内国法人がIIRの適用を受ける場合



2 中間親会社等である内国法人がIIRの適用を受ける場合



3 被部分保有親会社等である内国法人がIIRの適用を受ける場合



IIRの適用に当たっては、

◎最終親会社等が優先

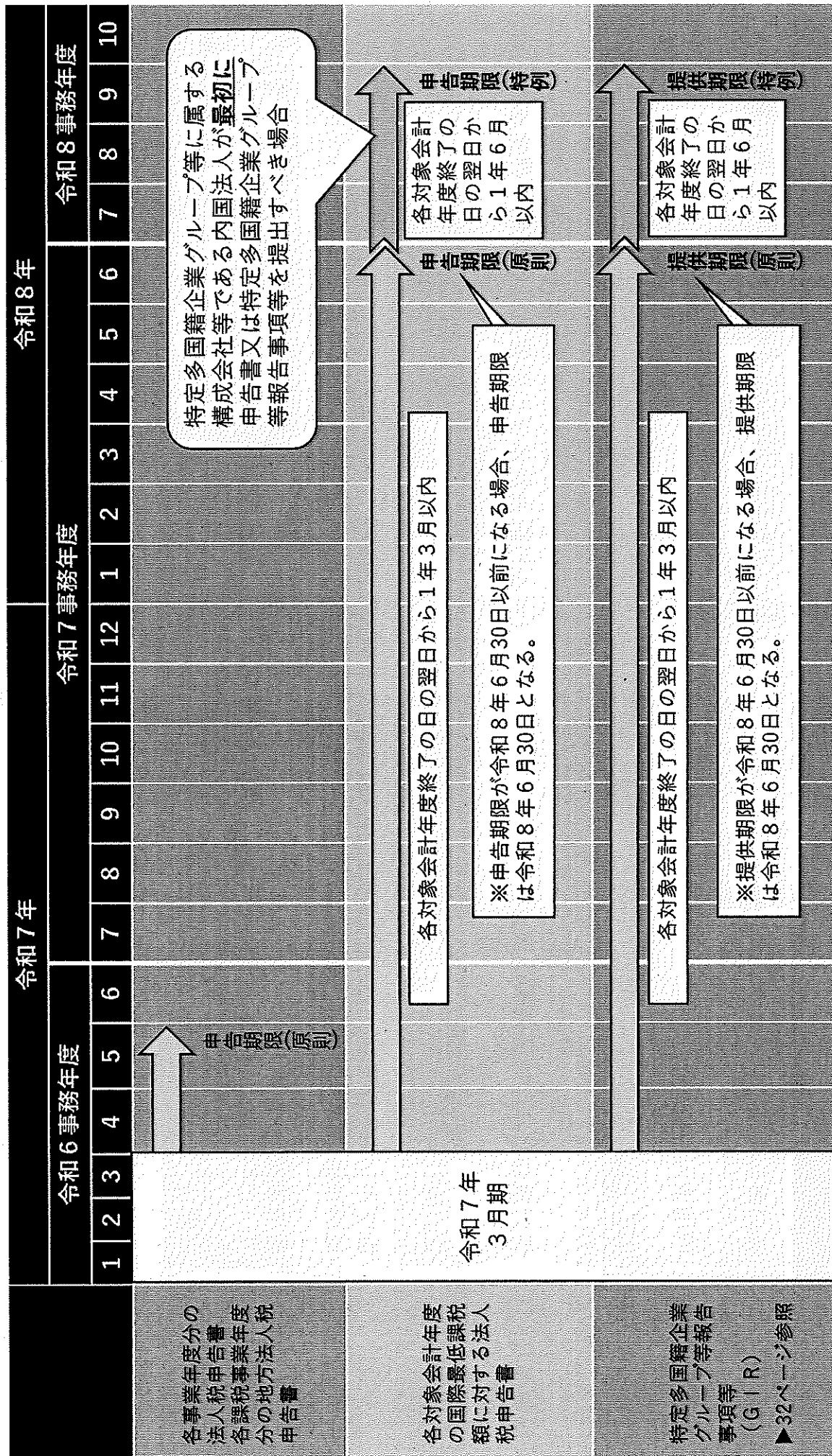
◎最終親会社等の所在地国がIIR未導入の場合、中間親会社等でIIRを適用

◎例外として、被部分保有親会社等がある場合、被部分保有親会社等が最終親会社等及び中間親会社等より優先

6 申告等

法人税法		地方法人税法	
区分	各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税	各課税対象会計年度の特定基準法人税額に対する地方法人税	
納税義務者	内国法人	内国法人	
課税期間	対象会計年度	課税対象会計年度	
課税標準	各対象会計年度の国際最低課税額	各課税対象会計年度の特定基準法人税額 (=各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額(附帯税の額を除く))	
税率	90.7% (=907/1000)	93/907	
申告	確定申告(大法人については電子申告義務) ※課税標準国際最低課税額がない場合は、申告不要	確定申告(大法人については電子申告義務)	
申告期限	各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月以内 (一定の場合には1年6月以内) ただし、申告期限が令和8年6月30日前である場合は同日	各課税対象会計年度終了の日の翌日から1年3月以内 (一定の場合には1年6月以内) ただし、申告期限が令和8年6月30日前である場合は同日	

《令和7年3月期の場合の申告等期限のイメージ》



特定多国籍企業
グループ等報告
事項等
(GIR)
▶32ページ参照

7 移行期間 C b C R セーフ・ハーバー

移行期間CbCRセーフ・ハーバー

移行期間CbCRセーフ・ハーバーは、令和6年4月1日から令和8年12月31日までの間に開始する対象会計年度(令和10年6月30日までに終了するものに限る。)において適用が認められる、**国別報告事項(CbCR)**を用いたセーフ・ハーバーで、一定の要件を満たす国又は地域については、その対象会計年度に係るグループ国際最低課税額(▶19ページ参照)を零とすることにより**実効税率及び国際最低課税額の計算が不要**となるもの。

適用要件

- ① 特定多国籍企業グループ等報告事項のうち「所在地国別のセーフ・ハーバー及び適用免除基準に関する事項(▶35ページ参照)」において、本セーフ・ハーバーを適用する選択を行い、提供を行っていること
- ② 本セーフ・ハーバーの適用を受けようとする対象会計年度開始の前日に開始したい**いずれの対象会計年度においても、その所在地国につき本セーフ・ハーバーの適用を受けて国際最低課税額又は外国におけるこれに相当するものの計算が行われていること**

対象外

- ① 無国籍構成会社等
無国籍共同支配会社等
- ② 各種投資会社等
(一定の要件を満たすものを除く。)

国別報告事項(CbCR)

連結等財務諸表を基礎として作成されたものに
限る。⇒適格CbCR

表1 居住地域等における収入金額、納付税額等の配分及び事業活動の概要
Table 1. Overview of allocation of income, taxes and business activities by tax jurisdiction

多国籍企業グループ名 Name of the MNE group : KOKUZEI										
対象事業年度 Fiscal year concerned : 2019-04-01~2020-03-31										
使用通貨 Currency used : JPY										
居住地域等 Tax Jurisdiction	収入金額 Revenue		関連当事者 Related Party	合計 Total	納付税額 Income Tax Paid (on Cash Basis)	発生税額 Income Tax Accrued - Current Year	資本金の額 Stated Capital	利益剰余金の額 Accumulated Earnings	従業員の数 Number of Employees	有形資産(現金及び 現金同等物を除く) の額 Tangible Assets other than Cash and Cash Equivalents
	非関連当事者 Unrelated Party	関連当事者 Related Party								
Japan	37,965,359,468	100,343,854,522		138,549,244,020	72,766	23,232,790,548			579	118,743,014,322
United States of America	4,221,100,643	14,286,177,233		11,507,277,915	684,9	2,171,640,030			580	15,501,946,327
Thailand	15,035,919,653	205,878,063		15,248,397,715	178,816,538	702,572,338			584	13,327,018,628

国別報告事項(CbCR)の国別に集計された収入金額や税引前当期利益の額を用いて判定(ブルーピング特例なし)

国別報告事項(CbCR)の国別に集計された収入金額や税引前に当期利益の額を用いて判定(グルーピング特例なし)

一定の要件を満たした場合の効果

本セーフ・ハーバーの要件を満たしたその国又は地域について、
○本則による実効税率計算不要
○全てのグループ国際最低課税額の計算不要
○特定多国籍企業グループ等報告事項のうち「グループ国際最低課税額等に関する事項(▶35ページ参照)」の記載不要(一定の場合に記載が求められる実質ベース所得除外額などの事項を除く)

※ 共同支配会社等については、連結等財務諸表に記載された情報を用いて資本関係ご30とに判定。

構成会社等に係る移行期間CbCCRセーフ・ハーバーの要件

次の①デミニマス要件、②簡素な実効税率要件、③通常利益要件のいずれかを満たすこと

①デミニマス要件	次のイ及びロの要件の全てを満たすこと イ 適格CbCCRの国別の収入金額が1,000万ユーロ未満であること（収入要件） ロ 適格CbCCRの国別の税引前当期利益の額に一定の調整を加えた金額が100万ユーロ未満であること（利益要件）						
②簡素な実効税率要件	次のイに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合が次に定める割合以上であること イ 連結等財務諸表に記載された法人税等及び法人税等調整額の国別合計額 $\geq$ ロ 適格CbCCRの税引前当期利益の額に一定の調整を加えた金額 ※0を超えているものに限る <table border="1" style="margin-left: 10px;"> <tr> <td>R6.4.1からR6.12.31までの間に開始する対象会計年度</td><td>15%</td></tr> <tr> <td>R7年中に開始する対象会計年度</td><td>16%</td></tr> <tr> <td>R8年中に開始する対象会計年度</td><td>17%</td></tr> </table>	R6.4.1からR6.12.31までの間に開始する対象会計年度	15%	R7年中に開始する対象会計年度	16%	R8年中に開始する対象会計年度	17%
R6.4.1からR6.12.31までの間に開始する対象会計年度	15%						
R7年中に開始する対象会計年度	16%						
R8年中に開始する対象会計年度	17%						
③通常利益要件	②ロに掲げる金額が、グルーピング特例(▶16ページ参照)を適用しないで計算した場合の「実質ベース所得除外額(▶20ページ参照)」以下であること ロ 適格CbCCRの税引前当期利益の額に一定の調整を加えた金額 $\leq$ 実質ベース所得除外額 (一定の給与・有形資産帳簿価額に一定の割合を乗じたもの)						

8 特定多国籍企業グループ等報告事項等(GIR)

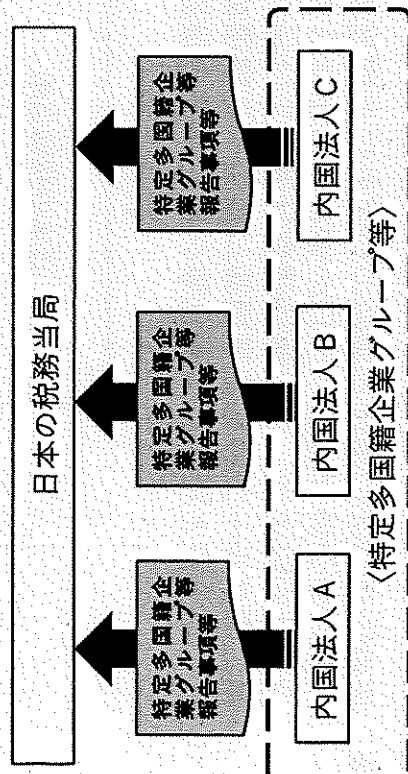
特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度

(GIR: GloBE Information Return)

特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人は、その特定多国籍企業グループ等の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等を、その各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月以内（一定の場合は、1年6月以内、期限が令和8年6月30日前である場合には同日まで）に、e-Taxにより、その内国法人の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。

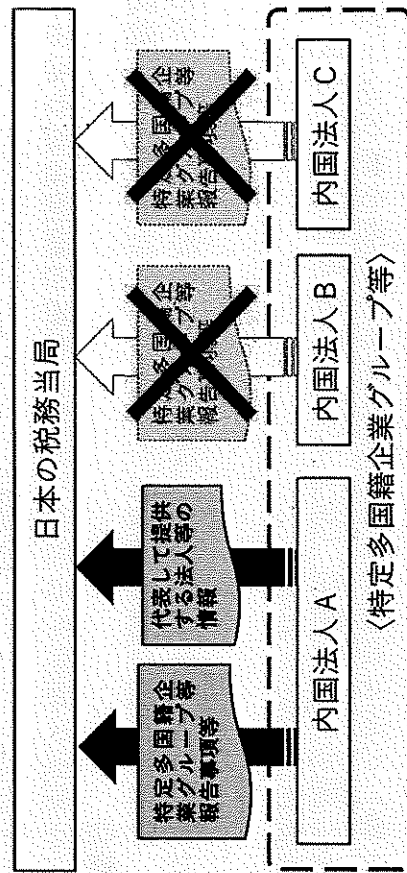
提供義務者

原則：各構成会社等による提供



提供義務者が複数ある場合の特例

特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供義務のある内国法人が複数ある場合において、これらの内国法人のうちいずれか一の法人がこれらの法人を代表して特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供する法人に関する情報を所轄税務署長に提供したときは、その代表して提供することとされた法人以外の法人は、特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供をする必要はない。

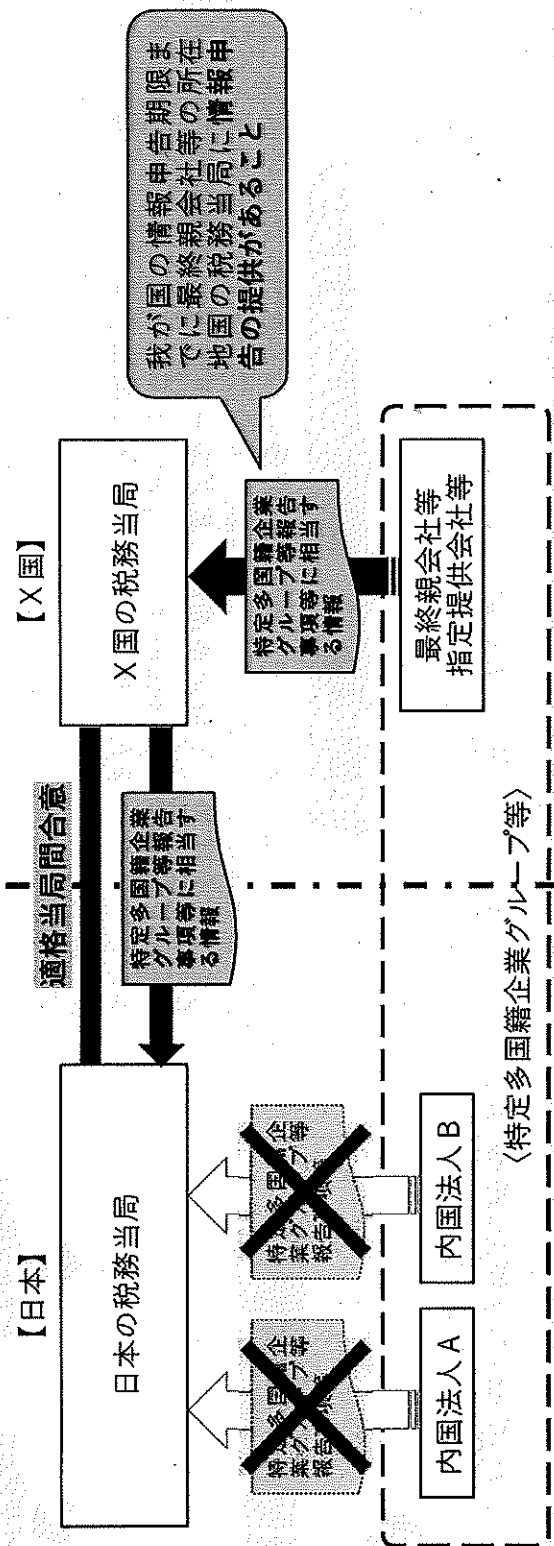


提供義務の免除

特定多国籍企業グループ等の最終親会社等（又は指定提供会社等）の所在地国の税務当局が特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する情報を我が国に対して行うことができると認められる場合（※）には、特定多国籍企業グループ等報告事項等を提供しなければならないこととされる内国法人の提供義務は免除される。

※ 次の①及び②に掲げる場合のいずれにも該当する場合

- ① 各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月以内（一定の場合には1年6月以内、期限が令和8年6月30日前である場合には同日まで）に、**最終親会社等（又は指定提供会社等）の所在地国の税務当局にその各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合**
- ② 財務大臣と特定多国籍企業グループ等の最終親会社等の所在地国の権限ある当局との間の**適格当局間合意がある場合**



最終親会社等届出事項の提供

特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供義務が免除された内国法人は、最終親会社等届出事項を、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月以内（一定の場合には、1年6月以内、期限が令和8年6月30日前である場合には同日まで）に、e-Taxにより所轄税務署長に提供しなければならない。※ 提供義務者が複数ある場合の特例あり。

提供義務の内容

A：グループに関する基本情報

1 特定多国籍企業グループ等に関する事項
(MNE Group Information)

【グループ情報】
最終親会社等・構成会社等の名称、
所在地国、組織構造 等
【GloBEルール適用に関する基本情報】
所在地国ごとの実効税率の水準 等

B：グループ国際最低課税額に関する詳細情報

2 所在地国別のセーフ・ハーバー及び
適用除外基準に関する事項
(Jurisdictional Safe Harbours and Exclusions)

各種のセーフ・ハーバー及び適用除外
基準に関する情報

セーフ・ハーバー及び適用除外基
準の適用を受ける場合に国・地域
別に作成。

3 グループ国際最低課税額等に関する事項
(GloBE Computations)

【IIR課税に関する情報】
所在地国ごとの実効税率、会社等別
国際最低課税額、国際最低課税額及び
これらの計算明細 等

セーフ・ハーバー及び適用除外基
準の適用を受けない場合に所在地
国ごとに作成。

提供義務者	提供内容		
最終親会社等	1 特定多国籍企業グループ等に関する基本情報	+	2 所在地国別のセーフ・ハーバー及び適用除外基準に関する事項
		+	3 グループ国際最低課税額等に関する事項
一定の中間親会社等・一定の被部分保有親会社等 ▶23ページ参照	1 特定多国籍企業グループ等に関する基本情報	+	2 所在地国別のセーフ・ハーバー及び適用除外基準に関する事項 国際最低課税額の計算に必要な部分のみ
		+	3 グループ国際最低課税額等に関する事項
上記以外の内国法人	1 特定多国籍企業グループ等に関する基本情報		

特定多国籍企業グループ等報告事項等のイメージ

1 特定多国籍企業グループ等に関する事項 (MNE Group Information)

1.1 提供法人に関する事項 (Identification of the Filing Constituent Entity)

1. 最終親会社等が提供法人に該当するか UPE is the Filing Constituent Entity	2. 提供法人の名称 Name of the Filing Constituent Entity	3. 提供法人の法人番号 Tax identification number	4. 提供法人の類型 Role	5. 提供法人の所在地の名称 Jurisdiction where the Filing CE is located	6. 情報交換により受領する国又は地域 (該当する場合のみ記載) Recipient Jurisdictions for Exchange of Information (if relevant)
はい/いいえ Yes/No					

1.2 特定多国籍企業グループ等に関する一般的な事項 (MNE Group General Information)

1.2.1 特定多国籍企業グループ等及び対象会計年度に関する事項 (MNE Group and Reporting Fiscal Year)

1. 特定多国籍企業グループ等の名称 Name of the MNE Group	2. 当該対象会計年度の開始の口 Start date of the Reporting Fiscal Year	3. 当該対象会計年度の終了の口 End date of the Reporting Fiscal Year	4. 修正報告か Amended Return
			はい/いいえ Yes/No

1.2.2 特定多国籍企業グループ等の会計処理及び計算書類に関する事項 (MNE General accounting information)

1. 最終親会社等の連結等財務諸表の類型 Consolidated Financial Statements of the UPE (type)	2. 最終親会社等の連結等財務諸表に係る会計処理の基準 Financial Accounting standard used for the UPE	3. 最終親会社等の連結等財務諸表の表示通貨 Presentation currency used for the CFS of the UPE (ISO code)

2 所在地国別のセーフ・ハーバー及び適用免除等に関する事項 (Jurisdictional Safe Harbours and Exclusions)

セーフ・ハーバー及び適用免除等—国別明細 Jurisdictional safe harbours and exclusions — Jurisdictional schedules	
提供法人は、各国又は地域においてセーフ・ハーバー又は適用免除等の規定の適用を受ける場合に、国又は地域別に2の各表を記載するものとします。 The Filing Constituent Entity shall complete Section 2 on a jurisdictional basis, for each jurisdiction where exceptions to the GloBE computation apply.	

2.1 セーフ・ハーバー等の適用を受ける所在地国に関する事項 (Characteristics of the jurisdiction)

1. 所在地国の名称 Name of the jurisdiction	
2. サブグループの類型 (該当する場合) Type of subgroup (if any)	
3. サブグループの識別情報 (該当する場合) Identification of subgroup (if any)	

3 グループ国際最低課税額等に関する事項 (GloBE Computations)

グループ国際最低課税額等の計算－所在地国別の明細 GloBE Computations – Jurisdictional schedules

提供法人は、各所在地国においてセーフ・ハーバー又は適用免除等の規定の適用を受けない場合には、所在地国ごと（その所在地国にサブグループが複数ある場合にはサブグループごと）に3の各表を記載するものとします。

The Filing Constituent Entity shall complete Section 3 on a jurisdictional basis, for each jurisdiction (or subgroup, where relevant) where exceptions to the GloBE computation do not apply.

3.1 所在地国に関する事項 (Characteristics of the jurisdiction)

1. 所在地国の名称 Name of the jurisdiction	
2. サブグループの類型（該当する場合） Type of subgroup (if any)	
3. サブグループの識別情報（該当する場合） Identification of subgroup (if any) for the ETR and Top-up Tax computation	

3.2 国別実効税率等の計算 (ETR computation)

3.2.1 国別実効税率等に関する事項 (ETR)

a. 税引後当期純損益金額の合計額 Financial Accounting Net Income or Loss	b. 国別/グループ純所得（損失）の金額 Net GloBE Income or Loss	c. 法人税等の額及び 法人税等調整額 Income tax expense	d. 国別調整後対象租税額 等 Adjusted Covered Taxes	e. 国別実効税率等 ETR
[A]			[B]	[C]=[B]/[A]

9 最後に

課税・手続・用紙・税について調べる／国税庁税務情報システム

中國銀行

国際経済トータルプラン

BEPSプロジェクト

共通報告基準 (CRS) に基づく自動的情報交換に関する情報
(「CRSジャーナル」)

移転価格税制問題

- 18(605/404) □ 五輪館を以て、同様に建設する
 五輪館
 五輪館の建設は、同様に建設する
 五輪館の建設は、同様に建設する

グローバル・ユニマム野村園芸

國際金融

- * OECD開発委員会 (CEA)
- * OECD開発委員会 (FTA)
- * アジア開発銀行 (SCATIA)

租稅契約等

- [illegible]

グローバル・ニヤム課税関係

令和5年度税制改正において、2021年10月にOECD/G20の「BEPS包摂的枠組み」において合意されたグローバル・ミニマム課税へ対応するため、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税率の創設が行われました。

このサイトでは、グローバル・ミニマム課税について、各種参考となる情報を随時掲載していく予定です。

改正の
あらまし

改正の
あらまし

グローバリ・ミニマム課税とは（パンフレット等）	グローバリ・ミニマム課税の概要等は、こちらからご覧いただけます。
法令解釈通達	グローバリ・ミニマム課税に関する法令解釈通達は、こちらからご覧いただけます。
Q&A	グローバリ・ミニマム課税に関するQ&Aは、こちらからご覧いただけます。
金利照会について	グローバリ・ミニマム課税に関する個別照会については、こちらからご覧いただけます。
別型	グローバリ・ミニマム課税に関する法人税等各種別表については、こちらからご覧いただけます。
様式書	グローバリ・ミニマム課税に関する届出書等については、こちらからご覧いただけます。

長

その他の情報も、こちらからご覧いただけます。

情報申告の
記載要領

ご清聴ありがとうございました。

